

令和2年7月10日
(一社)西尾市スポーツ協会

各加盟競技団体主催の大会及び活動における 新型コロナウイルスの感染症防止ガイドライン【修正版】

西尾市交流共創部スポーツ振興課より施設の一部利用制限は緩和されます。よって当協会におきましても、別紙の点を考慮し活動していただきますようよろしくをお願いします。

1、参加者・スタッフ、一人ひとりが心掛けること

- ①三つの密である「密集」「密接」「密閉」を回避するように配慮すること
- ②検温するなど体調確認を行い、体調が悪い場合は参加を見合わせる
- ③大声での発声、歌唱、声援、近距離での会話等を控えること
- ④手指等の消毒液等は各自持参し、こまめな衛生管理を行うこと
- ⑤マスクを持参すること
- ⑥他の方との距離(できるだけ2m以上)を確保すること
- ⑦施設利用後には、体育施設の共用物品や備品等、手を触れた箇所の消毒を行うこと

2、監督、指導者等が心掛けること(スポーツ活動・教室等)

- ①一度の参加者は、~~20人程度~~30人までとすること
(参考：バスケットボールコート1面につき ~~20人程度~~30人まで)
- ②メンバーの体調管理を行ったのち活動を行うこと
- ③大声での発声、歌唱、声援、指導等を控えること
- ④屋内競技は、こまめな換気を行うこと(出入口開放を心掛けること)
- ⑤十分な距離・間隔を確保すること
- ⑥施設利用後には、体育施設の共用物品や備品等、手を触れた箇所の消毒を行うこと
- ⑦メンバーの中に、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が確認された場合は、活動を2週間程度自粛し、感染拡大防止に努めること

3、大会及び練習試合等に心掛けること

- ①参加者は、原則、西三河近隣在住者を対象とすること
- ②会場内に、手指等の消毒液を配置すること
- ③開催中、3密の注意事項をアナウンスすること
- ④参加人数は、屋内体育施設 100人程度、屋外体育施設 200人程度とすること
(参考：バスケットボールコート2面の体育館規模で最大70人程度とする)
(参考：バスケットボールコート3面の体育館規模で最大100人程度とする)

※別紙を確認ください

※会議室については、収容人数の50%以下程度を目安とする

各会議室：収容人数

| | | | | |
|-------|-------|-----|-------|-----|
| 総合体育館 | 第1会議室 | 22人 | 第2会議室 | 30人 |
| | 第3会議室 | 84人 | | |
| 中央体育館 | 会議室 | 30人 | 研修室 | 12人 |

- ⑤極力、無観客で行うこと
- ⑥観客席・ベンチ等を使用する場合は、席を左右1席ずつ空けて利用すること
- ⑦十分な距離・間隔を確保すること
- ⑧屋内体育施設は、こまめな換気を行うこと(出入口開放を心掛けること)
- ⑨密にならないように、試合開始時間・チームの入れ替え等の調整を行うこと
- ⑩大声での発声、歌唱、声援、指導等を控えること
- ⑪施設利用後には、体育施設の共用物品や備品等、手を触れた箇所の消毒を行うこと
- ⑫後日、参加者の中に、感染者や濃厚接触者が確認された場合には、早急に主催者は市スポーツ協会事務局及び参加者に連絡をすること

※今回、施設の一部利用制限が緩和された内容につきましては、別紙のとおりです。